

八尾市国民健康保険条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条の2 略 (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない範囲内の額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第15条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金</p>	<p>第1条～第3条の2 略 (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない範囲内の額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第15条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金</p>

額)に520,000円に当該年度の保険料賦課期日  
(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場  
合にはその発生した日とする。)現在において  
当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯  
所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した  
金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者  
であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲  
げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該  
年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定  
の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに  
掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割  
の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の  
保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～4 略

第16条の2～第26条 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第26条の2 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇  
用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第  
17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資  
格者証の提示を求められた場合においては、これ  
を提示しなければならない。

第27条～第30条 略

額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日  
(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場  
合にはその発生した日とする。)現在において  
当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯  
所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した  
金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者  
であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲  
げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該  
年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定  
の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに  
掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割  
の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の  
保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～4 略

第16条の2～第26条 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第26条の2 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇  
用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第  
17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資  
格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険  
受給資格通知の提示を求められた場合において  
は、これを提示しなければならない。

第27条～第30条 略